

ハロータウン金剛地区建築協定

概 要

- ① 建築敷地の区画面積は、120平方メートル未満としてはならない。
- ② 建築物の用途は以下に掲げるものとする。
 - イ) 一戸建専用住宅
 - ロ) 診療所
 - ハ) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち建築基準法施行令第130条の3で定めるもの
 - ニ) その他、委員会が良好な住宅地としての環境を損なわないと特に認めた場合
- ③ 建築物の高さは10メートルを超えてはならない。
- ④ 建築物の建築面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計）の敷地面積に対する割合は50パーセントを超えないものとする。ただし、大阪府建築基準法施行細則第4条に該当する敷地は、60パーセントを超えないものとする。
- ⑤ 建築物の延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）の敷地面積に対する割合は100パーセントを超えないものとする。

- ⑥ 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、1メートル以上とする。ただし、外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。
- イ) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。
 - ロ) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。
- ⑦ 建築物の各部分の高さは、次に掲げる区分に従い当該部分に掲げるもの以下としなければならない。
- イ) 建築物の当該部分から前面道路の反対側の境界線からの水平距離に、1.25を乗じて得たもの。
この場合、「前面道路の反対側の境界線」とあるのは、「前面道路の反対側の境界線から当該建築物の後退距離（当該建築物（地盤面下の部分その他施行令で定める部分を除く。）から前面道路の境界線までの水平距離のうち最小のものをいう。）に相当する距離だけ外側の線」とする。
 - ロ) 建築物の当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに、5メートルを加えたもの
- ⑧ 擁壁から敷地境界線までの間に隙間がある場合、その部分に張り出して床を設けてはならない。
- ⑨ 自動車の出入口は、歩道のある道路側に設置しない。但し、敷地の面している道路が歩道のある道路のみである場合を除く。
- ⑩ その他特に定めのない事項については、法並びにこれに基づく命令及び条例の規定を準用し、第一種低層住居専用地域の規定を適用する。